

# 経営改善計画(確定版)

(平成 22 ~ 25 年度)

財団法人 千葉市国際交流協会

# 目次

1 計画策定の趣旨	.....	1
2 基本的な考え方	.....	1
(1) 計画の位置づけ	.....	1
(2) 計画の期間	.....	1
(3) 計画策定の現状と課題	.....	1
3 現状と課題	.....	2
(1) 事業	.....	2
(2) 財政	.....	2
(3) 組織	.....	3
4 協会の概要	.....	4
5 経営方針	.....	5
(1) 経営理念	.....	5
(2) 経営方針・目標	.....	5
6 課題への対応策（経営改善）	.....	5
(1) 公益財団法人への移行	.....	5
(2) 事業の効率化	.....	5
(3) 事務事業評価制度の導入	.....	5
(4) 組織の簡素化	.....	6
(5) 独自制度の導入	.....	6
(6) 経営責任の明確化	.....	6
(7) 多様な人材の活用	.....	6
(8) 透明性の確保（情報公開）	.....	6
(9) 個人情報の保護	.....	6
7 事業一覧（取組項目・内容）	.....	7
(1) 運営経費の削減	.....	7
(2) 自己財源の確保	.....	7
(3) プラザ利用率の向上	.....	8
(4) その他	.....	8
8 経営改善計画スケジュール	.....	10

---

## 1 計画策定の趣旨

---

当協会は、平成6年に首都東京と日本の玄関成田の中間に位置する立地特性から首都圏の一翼を担い、千葉市の一層の国際化と地域に根ざした国際的な文化の創造に寄与することを目的として設立され、様々な事業展開を図ってきた。

市内在住の外国人市民については、設立当時1万人だったものが時代とともに増加し続け、平成21年には22,000人を超える定住する傾向にある。このような中、今まで以上に、地域社会における異文化理解を推進し、多文化共生社会実現を目指す当協会の役割は、非常に重要なものになってきている。

昨今の世界的な経済状況の悪化など、協会を取り巻く経営環境は大変厳しいものになってきており、時代に即した国際交流・協力活動の拠点としての協会の役割を果たしていくため、経営の健全化を目指した経営改善計画を策定する。

---

## 2 基本的な考え方

---

### (1) 計画の位置づけ

市の補助執行機関として22,000人を超える外国籍の市民が地域社会において、お互いの文化を認め合いながら、共生する社会を目指すため、協会の担うべき役割はさらに重要となってきている。

今後、本市の国際化の促進と増え続ける外国人市民との共生社会を形成するために多様なニーズが求められる。当協会は、市の国際交流行政の補助執行機関としてこのニーズに対応していく。一方で財政的にもさらに厳しくなることが予想される。このような中で、なお、一層の経費削減に努め、公益財団法人として必要な公益性を維持しつつ、できるだけ多くの収入源を確保する必要がある。そのため、経営の健全化及び計画的事業の展開、事業の独立性を維持する観点から経営改善に取組む。

### (2) 計画の期間

平成22年度～25年度

### (3) 計画策定の現状と課題

平成18年度～21年度までの経営改善計画を策定し、昨年度まで集中取組期間として経営改善に努めてきた。この期間中に主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性の問題を解決するために、公益法人制度改革3法が平成20年12月に施行された。

これにより当協会においても事業の公益性を明らかにし、平成25年11月までに公益財団法人又は、一般財団法人への移行のどちらかを選択する必要がある。当協会は、公益性が極めて高いことから公益財団法人を目指す。申請の過程において、事業目的を明らかにし、公益性を改めて見出だし、整理する必要が生じていることから、事業を時代のニーズに適合させるため、多文化共生マスタープランを策定し、平成23年度より施行する。これは、新しい時代における当協会の事業の骨格をなすものである。千葉市の次期国際化推進プランの計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間の予定であるが、これらのことから、市計画に先行して策定する。

今回の経営改善化計画は、多文化共生マスタープランとともに実行している。

---

### 3 現状と課題

---

#### (1) 事業

国際交流や国際協力活動の拠点として、言語や異文化理解についての専門性を蓄積し、市やボランティア、市民団体などと協働して外国人市民との交流や多文化共生のための事業を実施してきた。

文化、言語、習慣が異なる外国人市民が日本人と共に、地域社会で安心して暮らしていくために、日本語学習支援や多言語での生活情報の提供、相談事業などの事業の展開が求められている。

これまでの経験や実績を活かしながら、地域において活動する市民団体等と連携を図り、外国人市民に対する総合的な生活支援策を講ずることが求められており、各種サポートを引き続き強化していかなければならない。このために事業の骨格とすべく多文化共生マスタープランの下で事業を展開する。

また、これをもとに事業を整理し、公益財団法人へ移行させる。

#### (2) 財政

自ら事務の合理化や予算の効率的な執行に努め、多岐にわたる事業を実施してきたが、近年の超低金利状態の長期化及び世界的な経済危機は、協会運営に対して、多大な影響を及ぼしている。

しかしながら、このような状況下にあっても、協会の役割は年々増加しており、必要な財源を確保しつつ、事業を行っていく必要がある。

財源確保のため、基本財産のより安全かつ効率的な運用を行い、運用収入の確保に努めるとともに、賛助会員制度については、外国人などが参加し易い制度とすることや会員としてメリットを感じることのできる事業展開を図り、会員数の増加に努めなければならない。

また、事業効率を図るため、事業内容や執行方法等の見直しを図り、運営経費の節減にも努めなければならない。

### (3) 組 織

平成22年4月現在の人員は、常勤役員2名（副理事長及び常務理事（事務局長兼務））、その他、職員数は、15名（市派遣職員2名（管理職1名）、プロパー職員4名、国際交流員1名、嘱託職員7名、非常勤職員1名）である。

係としては、総務係と事業係を置いている。

本市の国際化はますます進展しており、求められるニーズ、質、量とも増大しているが、厳しい財政状況を反映して市補助金等の収入増は当分見込めないばかりか、削減されている。このような状態で、経営の効率化や効率的な事業展開を図らなければならぬ。

## 4 協会の概要

平成21年度末現在

所	管	総務局市長公室国際交流課							
基 本 財 産	300,635千円								
市 出 資 金	300,000千円								
贊 助 会 員 数	個人567名 団体・法人 69団体 ※会費納入者								
主 な 事 業	事業名								
	ア 国際化に対応するための啓蒙事業の企画及び実施								
	イ 国際理解を深めるための文化事業の企画及び実施								
	ウ 国際交流に関する内外の資料・情報の収集及び提供								
	エ 外国人の生活相談の実施								
	オ 國際交流を促進するための人的交流の実施								
	カ 姉妹・友好都市交流の実施								
	キ 千葉市から委託を受けた国際交流事業の実施								
ク その他ア～キまでの事業を達成するために必要な事業									
役 職 員 数		常勤	非常勤	事務局組織					
	役員数	2人	17人	事務局長1 (常勤役員兼務)	総務係3(うち市派遣1) 総務係長1(市派遣)				
	職員数	14人 (うち市派遣2)	1人	事務局長 補佐1 (総務係長兼務)	プロパー1 嘱託1 プロパー3 嘱託5 C I R 1 非常勤1				
年 度		19		20	21				
市からの 財政支出	委 託 料	918,554		917,711	2,608,359				
	補 助 金	72,402,800		72,075,990	70,550,107				
財 務 概 況	総 収 入	85,003,957		81,111,777	81,920,919				
	総 支 出	89,227,749		81,521,902	85,904,396				
	次期繰越収支差額	21,407,941		20,997,816	17,014,339				
	総 資 産	337,614,828		335,866,879	331,085,576				
	総 負 債	15,875,322		14,329,174	13,337,587				
	正味財産	321,739,506		321,537,705	317,747,989				

---

## 5 経営方針

---

### (1) 経営理念

幅広い国際交流・協力活動を推進するとともに、市民と外国人市民との相互理解に基づく多文化共生社会の形成

### (2) 経営方針・目標

市施策の補助執行機関として、従来型の国際交流・協力活動を、維持しつつ、多文化共生社会実現に向けたものに重点を置く。その方法として、市民や民間団体、行政など様々な活動主体との連携強化に努め、国際交流や国際協力活動での幅広いネットワークづくりや民間団体等の支援の充実を図る。

これらを効率的かつ適切に実現させるため、多文化共生マスタープランの下で事業を開き、各事業の目的を明らかにすることにより公益財団法人へ移行させる。

---

## 6 課題への対応策（経営改善）

---

### (1) 公益財団法人への移行

多文化共生マスタープランにより事業目的を明らかにし、公益性を重視した事業展開に徹底させることにより早期に公益財団法人へ移行させる。

### (2) 事業の効率化

多文化共生マスタープランの下で、事務事業の内容や執行方法等の徹底的な見直しを図る。具体的には、経費の削減、自主財源の確保、事業の重点化、国際交流・国際協力団体との協働を推進し、補助金、基本財産運用収益、賛助会費等の限られた財源の有効かつ効果的な配分を行い、事業の一層の効率化を図る。

### (3) 事務事業評価制度の導入

実施する事業については、公益性の観点を重視した事務事業評価制度を導入して、定期的に分析・評価を行うとともに実施効果を検証する。特に効果の少ないと検証された事業及び役割を終えた事業については、改善又は廃止する。

#### (4) 組織の簡素化

引き続き千葉市の国際交流・国際協力活動の拠点として、健全で効率的な組織運営に向けて経営能力をさらに高めるため、迅速、効率、柔軟な機動性の高い組織体制の整備に努める。

また、自立的経営を担う人材育成のため、研修機会の拡大に努め、職員の資質の向上を図る。

#### (5) 独自制度の導入

経営状況や事業内容に応じ、なおかつ、職員にやる気を起こさせるような、総合的な独自の人事制度の導入を図り、適切な運営に努める。

#### (6) 経営責任の明確化

引き続き、独立した事業体として、自らの責任で事業を遂行するため、経営者の職務権限や責任の範囲の明確化に努める。

#### (7) 多様な人材の活用

通訳・翻訳ボランティア、日本語学習支援ボランティア、国際関係のボランティア登録をより促進するとともに、行政や教育機関等からの依頼に対し登録者をコーディネートし、様々な活動を支援する。

また、地域で活動する町内自治会、ボランティア、市民団体間のネットワークすることでコーディネートし、市民を主体とした国際交流活動の輪を拡充する。

#### (8) 透明性の確保（情報公開）

引き続き、運営及び業務内容を公表して透明化を図るとともに、ホームページ等を活用して、事業活動などの各種情報を積極的に発信する。

#### (9) 個人情報の保護

引き続き、個人情報保護規程をもとに、さらなる情報の適正な管理を徹底するため、「情報公開・個人情報保護研修」を受講する等、個人情報の保護に努める。

## 7 事業一覧（取組項目・内容）

### （1）経費の削減

#### ① 補助金の削減(平成25年度までに5%削減)

市からの補助金を削減する。

#### ② 通信運搬費の節減

講座などの各種案内等は、ホームページや電子メールなどを最大限に利用することや、電話に係る通信・通話料のより安価なサービスプランに加入することで、通信運搬費の節減に努める。

#### ③ 消耗品費の節減

事務管理費ベースで、平成21年度末までに平成17年度の1,322千円から削減目標の10%減を大きく超える70%減の351千円と決算額を下げた。引き続き、ITの活用によるペーパーレス化の徹底、両面印刷や裏面印刷の促進、文房具の再利用等により消耗品費の一層の節減に努める。

#### ④ 時間外勤務手当の縮減(平成25年度までに15%縮減)

職員一人ひとりが業務を見直し、使用者側として必要以上の作業命令を出さないなどにより時間外勤務手当の縮減に努める。

### （2）自主財源の確保

#### ① 基本財産の効率的な運用

世界銀行債など、安全で、かつ高利回りの商品により、積極的に運用を行ってきた。今後も、経済状況が回復しない中でも引き続き、安全性と収益性を第一に考え、利回りのよい基本財産運用を選択し、効率のよい運用を図る。

#### ② 賛助会員の加入促進(平成25年度までに45%増)

外国人や学生が入会しやすくなる方法を考えることや団体法人会員に魅力があるものとするなど、魅力ある賛助会員制度について検討を行う。

また、他団体のイベント等に積極的に参加し、当協会の活動内容を積極的に市民に周知し、会員の増加を図る。

#### ③ 広告料収入の確保(平成25年度までに300%増とする。)

協会情報誌及びホームページに広告を掲載し、収入増を図る。

#### ④ 助成制度の活用

引き続き、各種団体等が行なっている助成制度を活用し、事業の促進を図る。

### (3) プラザ利用率の向上

#### ① 利便性の向上(利用者：平成25年度までに10%増)

現在の場所の移転に伴い、千葉駅から遠くなつたが、面積の拡充等により学習スペース等が増し、学習者や相談者に向けての環境は整つてゐる。その反面、本庁舎から距離が遠くなつたり市組織の会議利用が減つたため、単純に、利用者数が減つた。今後は、優先的な利用者としての国際交流団体への周知を中心としつつ、市の機関にも会議室利用の周知、外国人市民やボランティアにとって、より身近なもの存在として、プラザ利用者全体の増加を図る。

#### ② 外国人相談窓口の拡充（平成25年度までに10%増）

在住外国人が直面する問題の相談を受けている窓口について、現状の開設時間内において限られた人員の中で、職員の資質向上により適切に対応する。また、不足する対応言語については、他の自治体（国際交流協会を含む。）やボランティアとの連携による充実を図る。

#### ③ 多様な人材の活用（平成25年度までに10%増）

ボランティア登録を促進するとともに、市内で活動する市民団体間のネットワーク化を図る。

#### ④ 広報活動の推進

（インターネットアクセス数：平成25年度までに20%増）

パンフレットやインターネットなどの各種媒体を活用し、積極的に広報活動を行なう。このことを実現させるため、学習者やボランティアなど、身近なところへホームページ周知を行うことで、裾野を広げ、アクセス数を増やす。

### (4) その他

#### ① 多文化共生マスタープランに基づく事務事業評価制度の導入

平成21年度末において留学生への図書券交付の廃止、各大学への自転車の斡旋事業を廃止した。新たに多文化共生の観点を加え、引き続き、事業の目的、内容、参加者などの事業評価を行い、特に効果の少ないとされたものについては、改善又は廃止する。

#### ② 組織の簡素化(平成25年度までに実施)

多様な業務に対応できるよう、係制を廃止し、スタッフ制を導入するなど、効率的で柔軟な機動性の高い組織体制の整備に努める。

③ 独自制度の導入(平成25年度までに実施)

モチベーションを高めるような独自の人事、報酬・給与制度の導入を図る。

④ 経営責任の明確化

平成20年度から副理事長を常勤とするなど、経営者の職務権限や責任の範囲の明確化を図ってきたが、この状況を引き続き維持する。

⑤ 透明性の確保

引き続き、運営及び事業内容を公表するとともに、ホームページを活用して、事業活動などを発信する。

⑥ 個人情報の保護

引き続き、保有する個人情報の適正な管理を徹底するため、職員等がOJTを含め、「情報公開・個人情報保護研修」を受講する。

## 8 経営改善計画スケジュール

取組項目	現状値(H21決算)	目標値・年度	H22	H23	H24	H25
<b>1 人事・組織項目</b>						
公益財団法人移行	—	24年度			移行	
組織の簡素化	—	24年度		導入		
独自人事・給与・報酬制度の導入	—	25年度				導入
経営責任の明確化	副理事長常勤化(平成20年度)	引続き				
個人情報保護研修OJT実施	—	引続き				
<b>2 事業項目</b>						
多文化共生マスターPLAN策定	—	23年施行	策定	施行		
外国人相談件数	1,831件	10%増				2,015件
国際交流プラザ利用者数	26,006人	10%増				28,607人
ボランティア登録者数(延)	2,778人	10%増				3,056人
インターネットアクセス数	44,935件	20%増				53,922件
透明性の維持	—	引続き				
多文化共生マスターPLANに基づく事務事業評価制度の導入	—	23年度		導入		
<b>3 財務項目</b>						
補助金の削減	70,550千円	5%減				67,023千円
通信運搬費削減 (受託を除く。)	955千円	現状維持				955千円
消耗品の削減(事務管理費)	391千円	現状維持				391千円
時間外勤務手当て削減	2,229千円	15%減				1,895千円
基本財産運用益収入	5,172千円	10%増				5,689千円
賛助会費収入	2,175千円	45%増				3,153千円
広告料収入	35千円	300%増				140千円